

誓約書

下記1の工事請負契約（以下「本工事請負契約」という。）の締結に当たり、加東市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年加東市条例第22号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団等を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記2のとおり誓約する。

なお、発注者がこの誓約書の写し及び下記2(6)及び(8)の書類を兵庫県加東警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、発注者が警察署長に下記2(1)及び(2)に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報を発注者が他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は他の実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。）に提供することについて承諾する。

記

1 契約の件名 令和〇年度 〇〇改修工事

契約締結日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

2 誓約事項

- (1) 受注者は、次のアからエまでに該当しないこと。
 - ア 条例第2条第1号に規定する暴力団
 - イ 条例第2条第2号に規定する暴力団員
 - ウ 条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
 - エ 役員等（加東市契約等に係る事務における暴力団排除に関する要綱第2条第5号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、その理由を問わず、社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (2) 本工事請負契約の全部又は一部について行う下請負及び資材又は原材料の購入その他の本工事請負契約の履行に伴い行う下請負に係る請負契約（以下「下請契約等」という。）を締結するに当たり、前号に該当する者（以下「暴力団等」という。）を下請契約等の受注者とししないこと。
- (3) 下請契約等の受注者が暴力団等である疑いが生じたときは、その旨を発注者に報告するとともに、その者が暴力団等であることが判明したときは、下請契約等から排除すること。
- (4) 下請契約等の受注者が暴力団等と下請契約等を締結しないよう指導し、二次以下の下請契約等の受注者が暴力団等である疑いが生じたときは、その旨を発注者に報告するとともに、その者が暴力団等であることが判明したときは、当該下請契約等の発注者に対しその者を当該下請契約等から排除するよう要請すること。
- (5) 前各号のほか、本工事請負契約（暴力団排除に関する部分に限る。）及び暴力団排除に関する特約に違反したときは、契約の解除、損害賠償請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。
- (6) 下請契約等を締結する場合は、当該下請契約等の受注者から、この誓約書に準じた発注者に対する誓約書と役員等の名簿（以下これらを「誓約書等」という。）を当該下請契約等の締結時までに提出させ、当該下請契約等の受注者が暴力団等である疑いが生じて発注者が提出を求めたときは、直ちに発注者に提出すること。
- (7) 下請契約等の受注者が誓約書等を提出していないことが判明した場合は、直ちにその提出を求め、当該下請契約等の受注者がこれに応じないときは、その旨を発注者に報告すること。
- (8) 発注者が、受注者又は下請契約等の受注者が暴力団等に該当するの可否を確認するために、その他の書類の提出を求めた場合は、必要な書類を発注者に速やかに提出すること。
- (9) 本工事請負契約の履行に伴い、暴力団等から工事の妨害その他の不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、発注者に報告し、及び警察署長に届け出て、捜査上必要な協力をする。
- (10) 下請契約等の受注者に対し、当該下請契約等の履行に伴い、暴力団等から不当介入を受けたときは、受注者に報告し、及び警察署長に届け出て、捜査上必要な協力をするよう指導すること。
- (11) 下請契約等の受注者より暴力団等から不当介入を受けたという報告を受けたとき及び下請契約等の受注者が当該下請契約等の履行に伴い、暴力団等から不当介入を受けたことを知ったときは、発注者に報告し、及び警察署長に届け出て、当該下請契約等の受注者とともに捜査上必要な協力をする。

令和〇年〇〇月〇〇日

加東市長

岩 根 正 様



市民病院の案件の場合は
「加東市民病院事業管理者 金岡 保」
に宛先を変更してください。

(受注者)

住 所 加東市社〇〇番地

(所在地)

氏 名 〇〇株式会社

〔 法 人 名 〕 代表取締役 加東 太郎

代表者名

印

※「担当者名」及び「連絡先」を追記頂いた場合は
押印を省略出来ます。

(参考)

加東市における暴力団の排除の推進に関する条例

第2条

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 暴力団員が役員（法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者
 - イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
 - ウ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。
 - (ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
 - (イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
 - (ウ) (ア) 又は (イ) に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
 - エ アからウまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用している事業者

加東市の契約等に係る事務における暴力団排除に関する要綱

第2条

- (5) 役員等 次に掲げる者をいう。
 - ア 法人にあっては、役員（条例第2条第3号アに規定する役員をいう。）及び使用人（支配人、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下ウにおいて同じ。）
 - イ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の権限を有する者
 - ウ 個人にあっては、その者